

小田原市土砂等による土地の 埋立て等に関する条例

のあらまし

小田原市経済部農政課

環境の保全と災害の防止を図る

平成7年4月1日から「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」が施行されました。

この条例は、土砂等による土地の埋立てについて必要な規制を行うことにより、良好な環境の保全と災害の防止を図ることを目的としています。

1 埋立て等をしようとする場合は、市長の許可を受けてください

次のいずれかの埋立て等をしようとする事業主は、工事に着手する前に、**市長の許可**を受けてください。

- (1) 埋立て等の面積が、**500平方メートル以上**となるもの
- (2) 埋立て等の面積が**300平方メートル以上500平方メートル未満**のもののうち、隣接する土地において、1年以内に埋立て等がなされ、又はなされている場合であって、埋立て等の**面積の合計が500平方メートル以上**となるもの
- (3) 盛土及び切土の**高さが1メートル以上**となり、かつ、その土砂等の**量が500立方メートル以上**となるもの

ただし、埋立て等の面積が**2,000平方メートル以上**かつ**盛土高さ1メートル以上**で土砂搬入のある場合には、**神奈川県知事の許可（県西土木事務所小田原土木センター 許認可指導課）**を受けていただくこととなります。（2,000平方メートル以上であっても、盛土高さが1メートル未満や土砂搬入がない場合など、市長の許可となる場合があります。）

「申請の手順」は、別図のとおりです。

2 許可の基準は、次のとおりです

次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可されません。

- (1) 埋立て等に係る区域及びその周辺の地域に、いっ水、土砂等の流出等による被害が生じないように、安全上必要な措置が講ぜられていること
- (2) 埋立て等に係る区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、樹木、草花等の保存その他の必要な措置が講ぜられていること
- (3) 埋立て等に係る区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動、粉じん、水質汚濁等による環境の悪化の防止について必要な措置が講ぜられていること
- (4) 埋立て等に伴う事故を防止するため必要な措置が講ぜられていること

3 条例違反等には、罰則等が課されます

- (1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
無許可で、埋立て等の工事を施工した事業主
埋立て等に係る工事の停止等の命令に違反した者
- (2) 10万円以下の罰金
工事施工期間中の標識を設置しなかった事業者
変更の届出、地位の承継の届出又は完了の届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主
埋立て等に係る工事に関する報告をせず、又は虚偽の届出をした者
埋立て等に係る工事に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

「小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例」に関するお問い合わせは、

〒250-8555

小田原市荻窪300番地

小田原市経済部 農政課

(0465)33-1496

申請の流れ

埋立て等の面積が500平方メートル以上のもの

埋立て等の面積が隣接区域で1年以内に埋立て等がされ、その合計が500平方メートル以上のもの

盛土又は切土の高さが1メートル以上で、かつ、係る土砂等の量が500立方メートル以上のもの

埋立て等の面積が3,000平方メートル以上の場合

未済の場合

次のいずれかに該当する埋立て等は除く。

- 1 他法令の許可、認可を受け、又は届出等をして行う埋立て等
- 2 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う埋立て等
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

事前協議書作成

内容審査

事前公開

概要等掲示板の設置

地元への説明会の開催

事前協議済書通知

その他協議、調整すべき事項等

- ・ 官有地との境界確定（土木管理課地籍調査係）
- ・ 地域住民との調整
- ・ 運搬土砂量が1,000立方メートル以上の場合には三者協定（地域安全課生活安全係）
- ・ 道水路等の管理者との協議（道水路整備課 等）
- ・ 自費工事及び占用掘削の申請（土木管理課管理係）
- ・ 農地転用許可（農業委員会）
- ・ その他

内容に**変更**がある場合の
手続きは、許可申請
手続きに準ずる。

許可申請書提出

内容審査

不許可決定通知書

許可決定通知書

標識の設置

工事着手

完了届提出

工事廃止の場合は、**廃止届**提出

完了検査

不適合

適合

手直し完了

合格